

水路占用許可申請チェックシート（許可基準）

申請に必要な書類

- 水路占用許可申請書（2部提出） 警察協議なし
- 位置図 写真 平面図 縦横断面図 保安図（各2部提出）
- 公図（税務課資産税係の備付図でも可。占用箇所を目印をする。1部提出）
- 同意書（占用区域の町内会長と水利委員の同意を得る。1部提出）
上空占用（光ケーブル等）や仮設物件（足場等）の場合、公図と同意書は省略可

申請書類の記入方法

- 左面の提出日を記入
- 申請者と請負業者の住所・名前（ふりがな）・電話番号を記入
- 新規申請か変更申請のどちらかにチェックをする
- 占用の目的 占用を必要とする理由を記入
- 占用の場所 公図上の地番を記入
出巾（幅）・延長・面積を記入
- 占用の期間 配管・通路・標識等の継続的な物件…許可日～令和12年3月31日
足場・板囲・行事等の一時的な物件…実際の占用期間を記入する
- 工事の時期 令和○年○月○日までと記入（または許可日から○日間）

添付書類

- 位置図 工事する場所を地図上にマーカー等で示す
- 写真 占用する前の写真を占用箇所がわかるようにマーカー等で示す
- 平面図・断面図 占用箇所・占用面積・官民境界がわかるように図示する

【給排水管その他の管類】

地下埋設管が水路を横断する場合は、下越しとする。水路の幅または深さが1mを超える場合は、水路の最上部を通すことで上越しが可能
道路にも管を埋める場合…

土被りは道路の表面から600mm以上とし、歩道は300mm以上とする。地下埋設管の土被りを確保できない場合、コンクリートや鞘管で保護するか、重圧管を用いる

水路と道路を同時に占用する場合、申請をいずれかに一本化できる場合がある（要事前相談）

水路の擁壁に沿って管を走らせる形での占用は不可

水路の擁壁に穴を開けるだけの場合は、占用ではなく改築で申請する（占用物件がないため）。

【水路への蓋がけ】

水路に蓋をかける場合は、落とし込み施工のみ可（鉄板不可）

道路側溝に蓋をかける場合は、水路ではなく道路占用として申請する
蓋がけの延長は4mまで。4mを超える場合は、土木課と事前協議のうえ、4m毎にグレーチングを設ける

－延長2m以下または面積2㎡以下のときは占用料免除

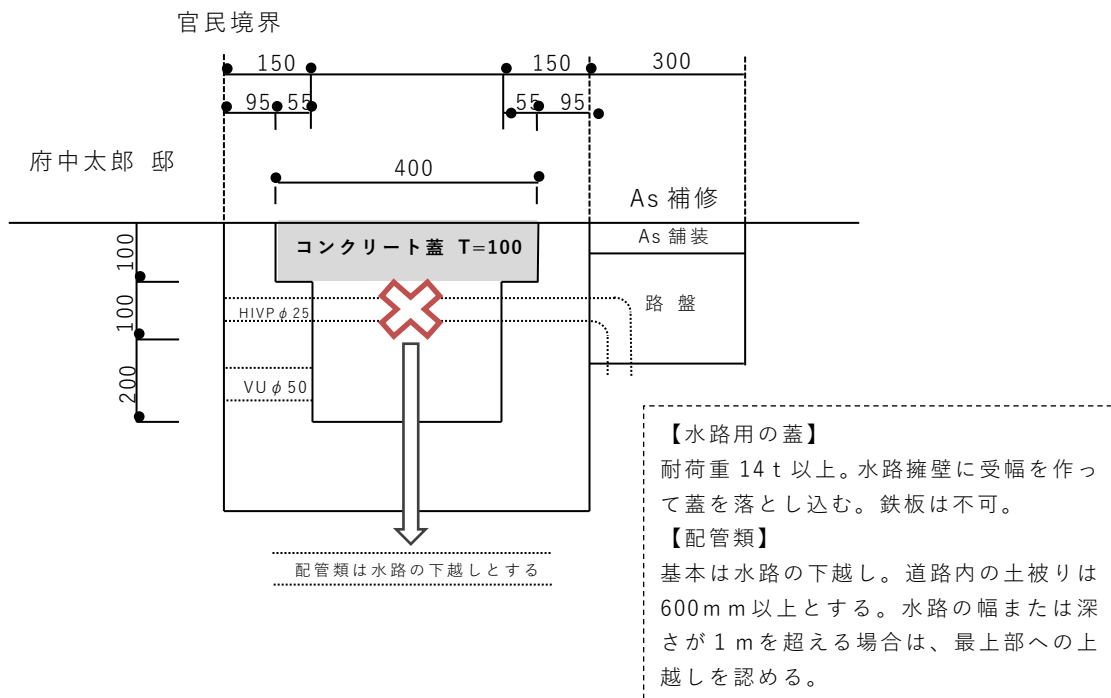
グレーチング…荷重14t以上、受幅50mm以上（カタログを添付）

コンクリート蓋…厚み・受幅 100mm 以上（カタログを添付）

【足場・板囲・共架電線の類】

占用料が発生するため、平面図に占用面積や占用延長を計算可能な形で記入する

断面図の例



- 保安図 工事中の保安施設（片側通行、警備員や看板の配置等）を図示する
通行止めにする場合は、迂回路を地図上に示すこと
保安施設が簡易な場合は、位置図の上に書き記してもよい
- 公 図 占用箇所を目印をする